

# 岩手県 LPガス価格高騰対策費

## LPガス小売事業者ガス料金支援金

### 実施マニュアル

令和5年8月31日現在

※ 委託先事務局の連絡先、実施確認申請の期限延長の2項目について更新

#### 目次

1	事業概要・スケジュール	1
2	LPガス小売事業者ガス料金支援金 申請要領（申請の手引き）	3
3	LPガス利用者ガス料金支援金支給要領（抜粋）【8月31日更新】	14
4	LPガス小売事業者ガス料金支援金 Q&A【8月10日整理・追加】	18
5	提出書類（様式、記載例）【8月10日一部変更】	24
	(1) 実施確認申請書（様式第1号）	24
	(2) 支援金支給申請書兼請求書（様式第2号）	30
	(3) 支援金支給申請書兼概算払請求書（様式第3号）	36
6	県からの通知書	40
	(1) 実施確認承認通知書（様式第4号）	
	(2) 支援金支給決定通知書（様式第6号）	
7	検針票・請求書等に岩手県支援が記載できない場合の別紙	43
8	LPガス価格高騰対策事業のお知らせ（一般消費者チラシ）	44
9	（様式第2号参考）値引を行った家庭・企業等が確認できる一覧表 【8月10日一部変更】	45

（委託先事務局） LPガス利用者ガス料金支援金支給等業務事務局  
（岩手県中小企業団体中央会内）【8月31日更新】

T E L : 019-656-1936

F A X : 019-656-1576

所在地 : 〒020-0878 岩手県盛岡市肴町4番5号 カガヤ肴町ビル2階

支給申請書兼請求書（様式第2号）、概算払請求書（様式第3号）の  
問合せ先・郵送先

ホームページ : <https://www.ginga.or.jp/>

（岩手県担当課） 岩手県復興防災部消防安全課 消防保安担当

T E L : 019-629-5557 F A X : 019-626-5174

ホームページ : 岩手県トップページ > くらし・環境 > 安全・安心 > 防災 >

火薬・ガス・電気工事業・危険物関係 > LPガス価格高騰対策費

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/bosai/kayaku/1066630/index.html>

# 1 事業概要・スケジュール

## 小売事業者向け説明資料

### LPガス価格高騰対策事業のお知らせ

LPガスの価格高騰に対応するため、岩手県内の一般消費者等が使用するLPガス料金の値引を行う小売事業者に対し支援金を支給し、県民生活を支援する事業を実施します。

事業者の皆様におかれましては、地域のエネルギーとして重要なLPガス料金の負担を、各消費者の使用量に応じて軽減するという本事業の趣旨をご理解頂き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 値引の対象となる方

岩手県内の家庭及び飲食店などの業務用としてLPガスを使用する一般消費者等（個別供給、集団供給、コミュニティーガス団地）

※一般消費者等とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第2項に規定する一般消費者等をいいます。契約者が公共機関等の場合は対象外です。

#### 料金値引額

5月検針時の使用量	値引額	<参考>
①5㎡未満	1,800円	月300円×6か月
②5㎡以上15㎡未満	3,000円	月500円×6か月
③15㎡以上	6,000円	月1,000円×6か月

※値引額は、令和5年4～9月を通して供給を受けた方の金額です。転入者等には月数（検針を行った回数）に応じて値引を行うものです。

#### 値引実施時期

原則として9月検針分の請求時に値引きを行います。

※各事業者の事情により、10月など他の月の検針分の請求時等に値引きを行うことを妨げません。

値引を完了したうえで、12月15日（金）までに支援金請求書を提出してください。

#### 申請手続

具体的な申請手続は、支援金支給要領や様式の記載例等を参考としてください。7月25日（火）以降に下記の県公式ホームページに掲載します。

トップページ > くらし・環境 > 安全・安心 > 防災 >

火災・ガス・電気工事業・危険物関係 > LPガス価格高騰対策費

《本資料に係る問合せ先》

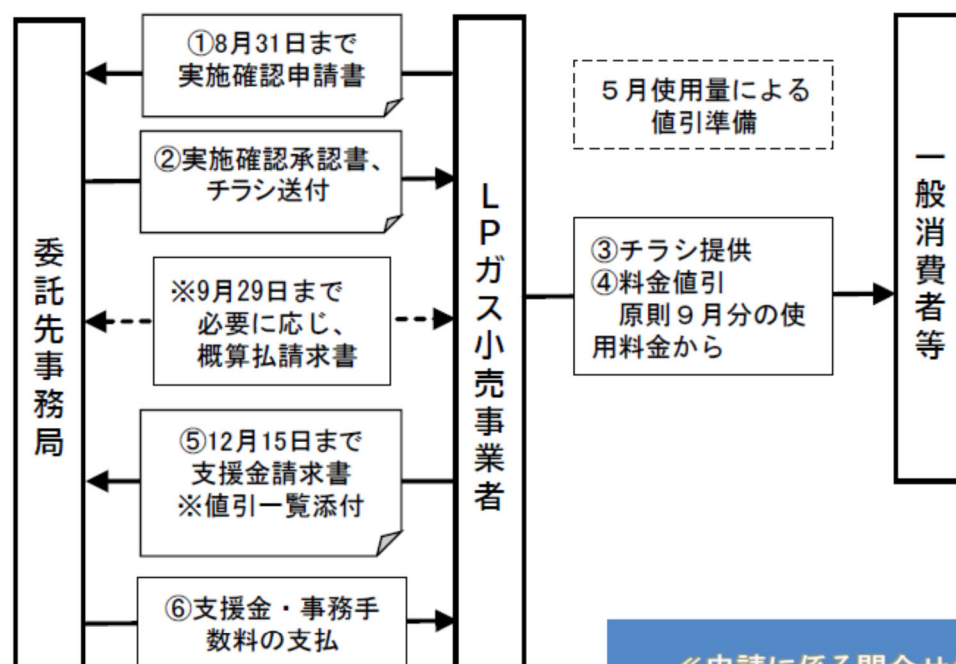
岩手県復興防災部消防安全課 Mail [AJ0010@pref.iwate.jp](mailto:AJ0010@pref.iwate.jp)  
TEL 019-629-5557 FAX 019-629-5174

裏面にも説明があります

R5.8.10

## 事業概要

項目	内容
支援対象	LPガス小売事業者
支援内容	
①値引き原資の支援	(表面記載のとおり)
②事務手数料の支援	値引を実施した件数に応じ定額を交付 ・999件まで 149,500円 ・1,000件から1,999件まで 234,000円 ・2,000件以上 318,500円
受付	令和5年8月31日(木)までに実施確認申請書を提出 ※県の承認通知を受けてから、値引を開始してください。
提出方法	郵送又は持参
支援金の支払	値引完了後、12月15日(金)までに支援金請求書を提出
概算払い	必要とする場合、9月29日(金)までに概算払申請書を提出 値引見込額の9割を上限とし、30日程度で交付
値引の明示	検針票や県が提供するチラシを活用し明示 (例)岩手県の支援で〇〇円が値引きされています
その他	本事業へ参加頂いた事業者は、県のHPに事業者名を掲載



※審査に時間を要するため、申請書・請求書は早めにご提出ください。

申請に当たっては、支援金支給要領や様式の記載例等をご確認ください。

《申請に係る問合せ先、提出先》

(実施確認申請書) ※8月31日まで  
岩手県復興防災部消防安全課

(支援金請求書、概算払請求書)  
岩手県中小企業団体中央会

## 2 LPガス小売事業者ガス料金支援金 申請要領（申請の手引き）

### 目次

1	はじめに	4
(1)	本要領について	4
(2)	申請にあたっての注意点	4
2	本事業の概要	5
(1)	目的	5
(2)	概要	5
(3)	支給対象者	5
(4)	支給額	5
(5)	値引きの実施	6
(6)	事業の流れ	8
3	本事業の対象者の要件	8
4	実施確認申請の手続き	9
(1)	申請期限	9
(2)	申請方法【8月10日提出先住所を追記】	9
(3)	申請手順	9
(4)	審査方法及び審査結果の通知	10
(5)	留意事項（申請時の小売事業者の報告について）	10
5	支援金請求の手続き	10
(1)	支給申請書兼請求書の提出	10
(2)	概算払請求	11
6	不正及び不適切な行為の防止及び反社会的勢力の排除	12
(1)	不正の防止	12
(2)	不適切な行為の防止	12
(3)	反社会的勢力の排除	12
7	個人情報の取り扱い	13
8	お問い合わせ先【8月31日事務局の連絡先を追記】	13

## 1 はじめに

### (1) 本要領について

岩手県が行うLPガス価格高騰対策事業（以下「本事業」という。）のうち、一般消費者等に対しLPガス料金の値引きを行うための値引原資の支援金を受ける小売事業者を募集しますので、以下に定める事項に基づき申請願います。

### (2) 申請にあたっての注意点

ア 本事業の趣旨をご理解いただき、ご申請ください。

本事業は、LPガス料金の上昇により影響を受ける一般消費者等の負担の緩和を図るためのものです。支援対象期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為は認められませんのでご注意ください。

イ 支援金の実施確認申請において、以下を宣誓いただきます。

①不正な支援金の支給の申請防止に係る誓約事項

②反社会的勢力排除に係る誓約事項

③LPガスの販売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

④岩手県LPガス利用者ガス料金支援金支給要領の遵守

※ 本事業の申請内容に虚偽がある場合や宣誓に違反した場合、不正受給が確認された場合は、支給決定取消となるだけでなく、支援金を支給済みの場合、加算金を課した上で当該支援金の返還を求めることがあります。

ウ 本事業の支援金に係る申請受付や支給等の業務を、岩手県から委託する団体が設置する事務局（以下「委託先事務局」という。）から送付される、実施確認承認通知を受けた後に、一般消費者等に対する値引きを行ってください。

※ 実施確認申請書（様式第1号）の審査の結果、支援金の支給（支払）対象として認定する実施確認承認通知書（様式第4号）が送付されます。

エ 最終の値引きを実施した後、支援金支給申請書兼請求書（様式第2号）を委託先事務局に提出してください。支援金支給決定通知書（様式第6号）が送付され、支援金が支給されます。

なお、必要に応じて概算払請求を提出することができます。

オ 本事業関係の書類は事業終了後5年間保存しなければなりません。

LPガスの小売事業者は、本事業に関する帳簿及び証拠書類を支援金を受けた日が属する年度の終了後5年間（令和10年度末まで）、岩手県又は委託先事務局からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。

また、国の地方創生臨時交付金を事業の財源としており、会計検査院等による実地検査の対象になりますので、支援金を受けた者の義務として応じなければなりません。検査等の結果、仮に、支援金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

カ LPガスの小売事業者は、本申請手続に記載のない細部については、岩手県又は委託先事務局からの指示に従うものとします。

実施状況を確認するため、県又は委託先事務局が電話連絡や訪問を実施することがあります。また、偽りその他不正な手段により、支援金を不正に受給した疑いがある場合には、県において、支援金の受給者に対し、必要に応じて現地調査等を実施します。

## 2 本事業の概要

### (1) 目的

一般消費者等が使用するLPガス料金の値引を行う小売事業者に対して、その値引原資及び事務手数料を支援することにより、物価高騰の影響を受けるLPガス利用者の生活支援を目的として実施するものです。

### (2) 概要

岩手県内でLPガスを使用する家庭・企業等が負担するLPガス料金を、岩手県が定める使用量の区分に応じた単価により値引を行う小売事業者に対し、その値引原資及び事務手数料を支給します。

### (3) 支給対象者（支給要領第2(1)関係）

岩手県内の一般消費者等が使用するLPガスを供給している小売事業者のうち、以下の全ての要件を満たす者とします。

※ 一般消費者等とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第2項に規定する一般消費者等並びにガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「ガス事業法」という。）第3条の登録を受けた者からLPガスを燃料として供給を受け、生活の用に供する一般消費者及びその消費する態様が生活の用に供する場合に類似している者をいう。

ただし、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）若しくは地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）により設立された法人により設置又は管理等が行われている施設を除く。

※ 小売事業者とは、液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けた者及びガス事業法第3条の登録を受けた者であって、家庭・企業等にLPガスを販売する者をいう。

(ア) LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認申請書（様式第1号）を提出し、県の確認を受けた者

(イ) 本（支給）要領に定める使用量の区分に応じて、一般消費者等への値引を実施する者

### (4) 支給額（支給要領第2(2)関係）

ア LPガス小売事業者ガス料金支援金（※値引原資）

令和5年4月から9月に供給を受ける一般消費者等に対し、原則として令和5年5月分の使用量に応じ、下記の3区分による値引に要した額を（小売事業者に）支給します。

令和5年5月分の 使用量	支給額	
	6か月分（令和5年4 月～9月）の額	1か月あたりの支給額
5 m <sup>3</sup> 未満	1,800円	300円
5 m <sup>3</sup> 以上15 m <sup>3</sup> 未満	3,000円	500円
15 m <sup>3</sup> 以上	6,000円	1,000円

なお、令和5年4月から9月までの間に新規契約・解約等があった場合は、原則として使用量の請求が生じた月数に応じて支給するものとします。

イ 小売事業者事務手数料

(3)の小売事業者ガス料金支援金の支給対象者に対し、値引を実施した一般消費者等の数に応じ、下記のいずれかによる定額を交付します。

一般消費者等に値引を実施した件数	交付額
999件まで	149,500 円
1,000件から1,999件まで	234,000 円
2,000件以上	318,500 円

(5) 値引きの実施

LPガス料金の値引は、原則として令和5年9月検針分に係る請求の際に一括で行うこととしますが、事業者の状況に応じ下記例示のような方法も可能とします。

ア 3区分毎の値引の実施例

		令和5年5月分の使用量の区分	9月検針分 請求月	10月検針分 請求月	11月検針分 請求月
<原則> 9月検針分の請求時に一括で値引		① 5 m <sup>3</sup> 未満	1,800円	—	—
		② 5 m <sup>3</sup> 以上15m <sup>3</sup> 未満	3,000円	—	—
		③ 15m <sup>3</sup> 以上	6,000円	—	—
原則 で 対 応 で き な い 場 合	例1 均等に2回 で値引	① 5 m <sup>3</sup> 未満	1,800円	—	—
		② 5 m <sup>3</sup> 以上15m <sup>3</sup> 未満	3,000円	—	—
		③ 15m <sup>3</sup> 以上	3,000円	3,000円	—
	例2 9月に1,800 円、10月に残 額を値引	① 5 m <sup>3</sup> 未満	1,800円	—	—
		② 5 m <sup>3</sup> 以上15m <sup>3</sup> 未満	1,800円	1,200円	—
		③ 15m <sup>3</sup> 以上	1,800円	4,200円	—
	例3 9月1,800円 、10月3,000円 、11月6,000円 を値引	① 5 m <sup>3</sup> 未満	1,800円	—	—
		② 5 m <sup>3</sup> 以上15m <sup>3</sup> 未満	—	3,000円	—
		③ 15m <sup>3</sup> 以上	—	—	6,000円



イ 顧客に応じた値引の実施例

		9月検針分 請求月	10月検針分 請求月	11月検針分 請求月	
例1	9月検針分の請求が少なく値引を翌月持ち越し	5月の使用量が15m <sup>3</sup> 以上で値引額が、6,000円の場合	2,000円	2,500円	1,500円
例2	8月末の契約者で9月に初回の検針を実施	9月検針分の請求で値引	300円値引		
		間に合わず、10月検針分の請求で値引	—	300円値引	

ウ 新規契約・解約に係る値引の取扱について  
下記により実施してください。

## 1 新規契約(転入)者に係る値引の取扱

- ・4月以降の新規契約 ……契約日(開栓日)から1か月以上経過した月の使用量で、3区分を判定する。  
(開栓日から検針日が1か月に満たない場合、翌月の使用量で判定)
- ・算入月数 ……契約の継続月数ではなく、検針を実施した月数分を値引する。

	4月	5月(標準)	6月	7月	8月	9月	値引額
例1 4月開栓・検針	4/3開栓 4/10検針	5/10検針 4m <sup>3</sup> (300円)	6/10検針 7m <sup>3</sup> 500円	⇒	⇒	⇒	5月使用量×6 =1,800円
例2 4月開栓 5月検針	4/20開栓 検針なし	5/10検針 4m <sup>3</sup> (300円)	6/10検針 6m <sup>3</sup> 500円	⇒	⇒	⇒	6月使用量×5 =2,500円
例3 5月開栓・検針	—	5/2開栓 5/10検針 2m <sup>3</sup> (300円)	6/10検針 9m <sup>3</sup> (500円)	⇒	⇒	⇒	6月使用量×5 =2,500円
例4 5月開栓 6月検針	—	5/31開栓 検針なし	6/10検針 3m <sup>3</sup> (300円)	7/10検針 7m <sup>3</sup> (500円)	⇒	⇒	7月使用量×4 =2,000円
例5 8月開栓 9月検針	—	—	—	—	8/31開栓 検針なし	9/10検針 4m <sup>3</sup> (300円)	9月使用量×1 =300円
例6 9月開栓・検針	—	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <p>&lt;8~9月の開栓&gt; ・9月分の検針が行われた場合は、9月の使用量で判定し値引 ・9月分の検針がなければ、値引なし</p> </div>			—	9/1開栓 9/10検針 6m <sup>3</sup> (500円)	9月使用量×1 =500円
例7 9月開栓 検針なし	—				—	9/15開栓 検針なし	値引なし



## 2 解約(転出)者に係る値引の取扱

- ・8月までの解約 …事業者の判断で、事後に値引(振込、現金精算等)した場合、支援金に計上可能
- ・解約(閉栓)月の使用量が少ない場合、オーバーフローになる可能性 …現金精算も含め対応可能

	4月	5月(標準)	6月	7月	8月	9月	値引額
基本例 5月～8月解約	—	5/25解約 2か月分	6/25解約 3か月分	7/25解約 4か月分	8/25解約 5か月分		使用量と月数に 応じ値引
例1 7月解約 ⇒閉栓時検針は1 月分とする	⇒	5/10検針 4m <sup>3</sup> (300円)	⇒	7/10解約 値引精算	—	—	5月使用量× 4月分=1,200円
値引した場合、値引原資を支援金に計上可能(振込手数料は事務手数料の中で支出)							
例2 9月解約 値引超過 ⇒9月で一部振込 精算も可とする	⇒	5/10検針 16m <sup>3</sup> (1,000円)	⇒	⇒	8/10検針	9/5解約 料金4,000円	5月使用量× 6月分=6,000円
9月で4,000円値引、2,000円は現金還付・振込等で対応可能							
例3 県内転居 ⇒A社の月数はB 社に引き継がない	⇒ A社供給	5/10検針 16m <sup>3</sup> (1,000円)	6/30 A社解約	7/1 B社契約 7/10検針	8/10検針 8m <sup>3</sup> (500円)		B社8月使用量 ×3月分 =1,500円
県内転居後のB社の検針月について値引							

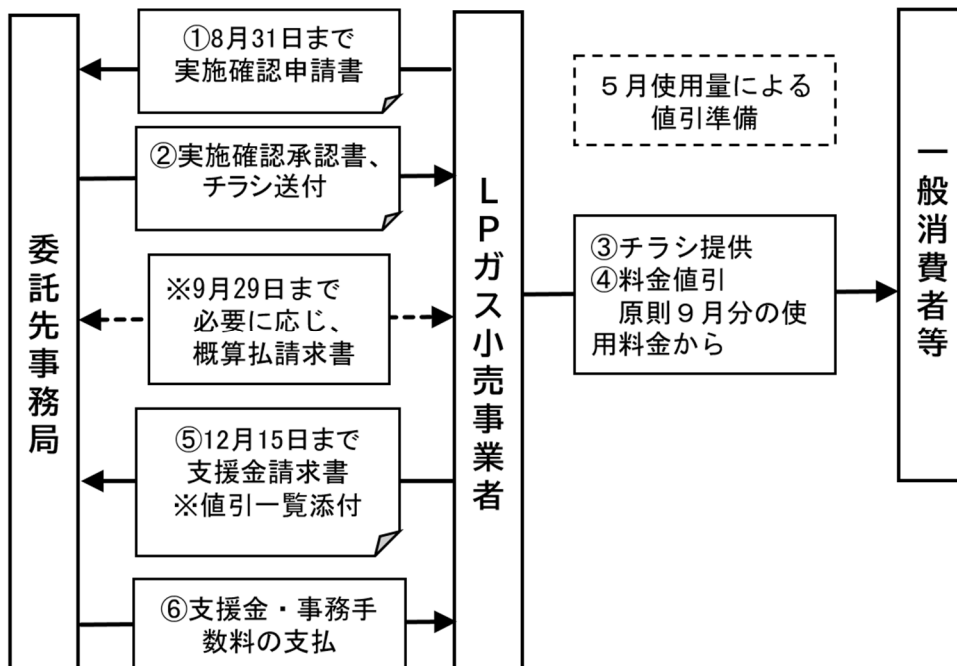
### エ その他

値引きを実施した際は、家庭・企業等に対して、検針票及び別紙などにより、次のことを明示してください。

- ・「岩手県LPガス価格高騰対策費」による値引きであること
- ・値引額 ○○円(税抜)

記載例等については、県及び委託先事務局が公開するQ&Aをご確認ください。

### (6) 事業の流れ



### 3 本事業の対象者の要件

本事業の対象者は、以下の要件を満たし、実施確認申請書（様式第1号）に記載する各誓約事項に同意する必要があります。

申請内容に虚偽があった場合や、要件を満たしていない場合は支給を取り消すことがあります。

- (1) LPガスの販売事業者※<sub>1</sub>であること
- (2) 岩手県内でLPガスを消費する一般消費者等に対して、岩手県が指定した値引き単価（3区分）での値引きを行い、当該事実を明示できること※<sub>2</sub>
- (3) 岩手県又は委託先事務局からの情報開示、広報への協力ができること
- (4) 日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で本支援金に係る精算を行うことができること
- (5) 値引を完了したうえで、令和5年12月15日（金）までに支援金支給申請書兼請求書を提出できること
- (6) 法人等（個人又は法人をいう）代表者やその他の構成員が、各都道府県の暴力団排除条例の規定による暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当しないこと

(※1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第3条第1項の登録を受けた者及びガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録を受けた者であって、家庭・企業等にLPガスを販売する者をいう。

(※2) 原則として、次の項目を明示すること

- ① チラシ（委託先事務局から各LPガス小売業者に配付）等において値引きの実施を周知
- ② 請求書、検針票、WEB明細等における本支援金による値引き額を明示

### 4 実施確認申請の手続き

値引を実施するにあたり、予め、本事業の対象者として支援金の支給を受けることについて、県の確認を受ける申請を行う必要があります。

#### (1) 申請期限

令和5年8月31日（木）16時30分 必着

※延長後：9月14日（木）16時30分 必着 【8月31日更新】

※締め切りを待たずに随時審査を行い、実施確認承認します。

#### (2) 申請方法

申請は以下WEBサイトの書類をダウンロード等し、郵送又は持参等によりご提出ください。

WEBサイト：岩手県トップページ > くらし・環境 > 安全・安心 > 防災 >

火薬・ガス・電気工事業・危険物関係 > LPガス価格高騰対策費

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/bosai/kayaku/1066630/index.html>

提出先住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県復興防災部消防安全課 消防保安担当  
電話：019-629-5557 (平日午前8時30分から午後5時まで)

【8月31日更新】  
9月1日(金)から  
14日(木)の間は、支  
援金事務局に提出し  
てください。

(3) 申請手順

- ア 本要領及び支給要領の内容を確認する。
- イ 申請書類を入手し、書類を作成する。
- ウ 申請書類及び必要な添付書類を提出先住所へ提出する。

<表①：実施確認申請時に必要な書類> ※記載例：28ページ

番号	提出書類名
01	LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認申請書 (様式第1号) ※1枚目のみではなく、別記1～3が記載された4枚目 まで提出してください。
02	販売事業所の登録を行っていることが確認できる通知等の写し
03	県外の販売事業者にあつては、県内の一般消費者等に供給を行っている ことが確認できる一覧表

(4) 審査方法及び審査結果の通知

委託先事務局において、LPガスの小売事業者が「3 本事業の対象者の要件」を  
満たしているか審査を行います。

審査内容についてはお答えしかねますので、ご了承ください。

実施確認の承認は、委託先事務局からの通知にてお知らせします。

(5) 留意事項 (申請時の小売事業者の報告について)

LPガスの販売事業者は、申請時に値引実施期間中における廃業、LPガス事業の撤  
退等により一般消費者等への値引を遂行できなくなることが明確である場合やその懸  
念がある場合には、速やかに委託先事務局に対してその旨を報告してください。

## 5 支援金請求の手続き

(1) 支給申請書兼請求書の提出 (令和5年12月15日(金)まで)

ア 最終の値引きを実施後、支給申請書兼請求書(様式第2号)を提出してください。請  
求書には、値引きを行った家庭・企業等の一覧表を合わせて提出してください。

委託先事務局が請求書や帳票等の確認を行い、支給決定について通知します。

<表②：実績報告時に必要な書類> ※記載例：33ページ

番号	提出書類名
01	LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼請求書 (様式第2号) ※1枚目のみではなく、請求額の内訳が記載された3 枚目まで提出してください。
02	値引を行った家庭・企業等が確認できる一覧表等 参考様式：45ページ

イ 一覧表には、下記①～④を記載して提出してください。なお、これらが記載されていれば、システムから出力されるデータ・帳票でも可能です。

- ①顧客管理番号・コードなど契約者ごとに区別できるもの
- ②市町村名（LPガスを消費している施設の所在地）
- ③3区分を判定した月（5月）のガス使用量
- ④値引額、値引前の料金額、値引後の請求額

※データ・帳票が消費税込の金額で出力される場合、値引額等が税込である旨も記載してください。

なお、提出された申請書類については、原則、返却いたしませんので、事業者用として手元に控えを1部ご用意ください。

ウ 一覧表の提出にあたっては、以下(ア)～(ウ)について協力願います。

(ア) 一覧表の顧客の並び順について、3区分を判定する月（5月）のガス使用量の一覧表と、値引を実施する月の値引額の一覧表を別々の帳票で提出する場合は、2つの一覧表を同じ並び順で整理して提出願います。

(イ) 一覧表を電子データ(Excel)で作成した場合は、件数・金額の確認作業を円滑に行うため、印刷による提出と併せ、電子データも提出願います。

（具体的な提出方法は、実施確認承認通知の際にお知らせします。）

(ウ) 顧客管理番号・コードで契約者が識別可能な場合は、個人情報（氏名）を記載しない形で（黒塗り等により）提出願います。

エ また、支給申請書兼請求書の提出後に、委託先事務局が無作為に抽出する家庭・企業等について、値引きの事実が確認できる検針票・請求書等の写しを提出してください。（最大15件）

<検針票等の写しの提出件数>

値引額	使用量の区分	値引を実施した件数		
		999件まで	1,000件から 1,999件まで	2,000件 以上
		※最大9件	※最大12件	※最大15件
6か月	①5m <sup>3</sup> 未満	1件	2件	3件
	②5m <sup>3</sup> 以上15m <sup>3</sup> 未満	1件	2件	3件
	③15m <sup>3</sup> 以上	1件	2件	3件
1～5か月	①5m <sup>3</sup> 未満	1～5か月の区分で値引を行った場合、最大2件		
	②5m <sup>3</sup> 以上15m <sup>3</sup> 未満	同上、最大2件		
	③15m <sup>3</sup> 以上	同上、最大2件		

(2) 概算払請求（提出する場合、令和5年9月29日(金)まで）

支給申請書兼請求書は、最終の値引きを実施した後に提出することとしています。

値引実施後に支援金の支給を受けるのでは一般消費者等への値引が著しく困難である場合、必要に応じ、支援金の概算払請求書（様式第3号）を委託先事務局に提出してください。

妥当性が認められた場合、値引実施予定額の9割を限度として、概算払いを行うこととします。

なお、支援金の支給決定の際、支給決定額を超える概算払いが行われていたときは、その差額は返還していただくこととなります。

<表③：支援金概算払請求時に必要な書類> ※記載例：38ページ

番号	提出書類名
01	LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼概算払請求書（様式第3号） ※1枚目のみではなく、振込先が記載された2枚目も提出してください。

概算払額を、上記申請書と異なる金額で支給する場合は、小売事業者の連絡担当者あてお知らせします。

## 6 不正及び不適切な行為の防止及び反社会的勢力の排除

### (1) 不正の防止

LPガスの小売事業者による架空の申請や水増し報告等の不正請求※等については、厳正に対処します。

※参考：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行う又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

### (2) 不適切な行為の防止

LPガスの小売事業者が、①支援金相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、支援対象期間に合わせた値上げを恣意的に行うこと、②支援金による値引きの価格を営業資料の料金表示に用いること等、本支援金の趣旨に反する行為を行った場合には、支給対象としない他、必要に応じて関係法令等による処分を行うことがあります。

### (3) 反社会的勢力の排除

LPガスの小売事業者は、本支援金の支給を受けるにあたり、反社会的勢力※の関与、参画その他如何なる形式の影響力の行使について、排除しなければなりません。

※参考：反社会勢力について 以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業

- ⑤ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
- ⑥ その他前各号に準ずる者

## 7 個人情報の取扱い

本支援金に係る委託先事務局（その委託先を含む。）がLPガスの小売事業者から入手した個人情報等については、適切な保護措置を講ずるものとし、本支援金の業務の範囲内でのみ使用します。

## 8 お問い合わせ先

（委託先事務局） LPガス利用者ガス料金支援金支給等業務事務局  
（岩手県中小企業団体中央会内）【8月31日更新】

※支給申請書兼請求書（様式第2号）、概算払請求書（様式第3号）郵送先

所在地：〒020-0878 岩手県盛岡市肴町4番5号 カガヤ肴町ビル2階

TEL： 019-656-1936

FAX： 019-656-1576

HP： <https://www.ginga.or.jp/>

受付時間：平日午前9時から午後5時まで

### 3 LPガス利用者ガス料金支援金支給要領（抜粋）

【8月31日更新】実施確認申請書の提出期限の延長関係（P16・17 下線部）

（趣旨）

第1 LPガスの価格高騰に対応するため、一般消費者等が使用するLPガス料金の値引を行う小売事業者、及び工業用としてLPガスを使用する中小企業者に対する支援を行うため、LPガス利用者ガス料金支援金を予算の範囲内において支給することとし、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により必要な事項を定める。

（支援金の概要）

第2 支援金の概要は、以下のとおりである。

（1）支給対象者

ア LPガス小売事業者ガス料金支援金及びLPガス小売事業者事務手数料

岩手県内の一般消費者等が使用するLPガスを供給している小売事業者のうち、以下の全ての要件を満たす者とする。

※ 一般消費者等とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第2項に規定する一般消費者等並びにガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「ガス事業法」という。）第3条の登録を受けた者からLPガスを燃料として供給を受け、生活の用に供する一般消費者及びその消費する態様が生活の用に供する場合に類似している者をいう。

ただし、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）若しくは地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）により設立された法人により設置又は管理等が行われている施設を除く。

※ 小売事業者とは、液化石油ガス法第3条第1項の登録を受けた者及びガス事業法第3条の登録を受けた者であって、家庭・企業等にLPガスを販売する者をいう。

（ア）LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認申請書（様式第1号）を提出し、県の確認を受けた者

（イ）本要領に定める使用量の区分に応じて、一般消費者等への値引を実施する者

イ 中小企業者工業用LPガス料金支援金 [略]

（2）支給額

ア LPガス小売事業者ガス料金支援金

令和5年4月から9月に供給を受ける一般消費者等につき、原則として令和5年5月分の使用量に応じ、下記の3区分による値引に要した額を支給する。

令和5年5月分の 使用量	支給額	
	6か月分（令和5年 4月～9月）の額	1か月あたりの支給額
5 m <sup>3</sup> 未満	1,800円	300円
5 m <sup>3</sup> 以上15m <sup>3</sup> 未満	3,000円	500円
15m <sup>3</sup> 以上	6,000円	1,000円

なお、令和5年4月から9月までの間に新規契約・解約等があった場合は、原則として使用量の請求が生じた月数に応じて支給するものとする。



イ LPガス小売事業者事務手数料

2(1)アの支給対象者に対し、値引を実施した一般消費者等の数に応じ、下記のいずれかによる定額を交付する。

一般消費者等に値引を実施した件数	交付額
999件まで	149,500円
1,000件から1,999件まで	234,000円
2,000件以上	318,500円

ウ 中小企業者工業用LPガス料金支援金 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる小売事業者については支援金の支給対象外とする。

- (1) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に關与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者であること。
- (2) 上記のほか、本支援金の目的に照らして適当でないと知事が認めた小売事業者又は中小企業者

（支給申請）

第3 支援金の支給を受けようとする者は、別表第1に定める期日までに別表第1に定める書類を、知事に提出するものとする。

（実施の確認及び支給の決定）

第4 知事は、第3の規定によるLPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認申請書（様式第1号）の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認承認通知書（様式第4号）により、当該申請をした者（以下「確認申請者」という。）にその旨を通知するものとする。

2 知事は、実施確認を承認しないことと決定したときは、その旨をLPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認不承認通知書（様式第5号）により確認申請者に通知するものとする。

3 知事は、第3の規定によるLPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼請求書（様式第2号）の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給決定通知書（様式第6号）により、当該申請をした者（以下「支給申請者」という。）にその旨を通知するとともに、支援金を支給するものとする。

4 知事は、支援金を支給しないことと決定したときは、その旨をLPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料不支給決定通知書（様式第7号）により支給申請者に通知するものとする。

5 知事は、支援金の支給に当たっては、支援金の支給の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(概算払請求)

第5 知事は、第3の規定によるLPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼概算払請求書(様式第3号)の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、LPガス小売事業者ガス料金支援金については申請額の9割以内、LPガス小売事業者事務手数料については申請額の5割以内を概算払することができる。

(申請書類の保管)

第6 申請者は、支援金の支給後においても、支給申請書類及びその証拠書類等を5年間保存し、知事から提出を求められた場合には、速やかに提出するものとする。

(調査等)

第7 知事は、支援金の支給に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(支給決定の取消)

第8 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の支給決定を受けたとき。
- (2) 支援金の支給決定の条件又はこの要領の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が不相当と認める事由が生じたとき。

(返還)

第9 知事は第8の規定による支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金を支給しているときは、期限を定めて当該支援金を返還させるものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、支援金の支給に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月30日から施行する。

別表第1（第3関係）

（1）LPガス小売事業者ガス料金支援金及びLPガス小売事業者事務手数料

提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期限
1 LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認申請書	様式第1号	1部	令和5年9月 14日(木)
2 LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼請求書	様式第2号	1部	令和5年12月 15日(金)
3 LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼概算払請求書	様式第3号	1部	令和5年9月 29日(金)
4 その他知事が必要と認める書類		1部	別に定める

（2）中小企業者工業用LPガス料金支援金 [略]

## 4 LPガス小売事業者ガス料金支援金 Q&A【8月10日更新】

- 1 事業の基本事項について 【8月10日設問追加】
- 2 申請手続き（実施確認申請）について
- 3 値引きの方法及びその表示方法について 【8月10日設問追加、Q3-5訂正】
- 4 支援金の支給対象者について 【8月10日設問追加】
- 5 対象となる消費者について 【8月10日設問追加、Q5-4訂正、Q5-7追記】
- 6 値引実績の報告について 【7月31日設問追加】
- 7 支援金請求について 【8月10日設問追加】
- 8 周知について

### 1 事業の基本事項について

Q1-1 本事業の目的や趣旨は。

A1-1 電気・都市ガス料金の負担軽減策を国が実施している中、岩手県内のLPガスについても、その料金が高騰していることを受け、家庭・企業等の負担軽減を目的に実施するものです。

Q1-2 質量販売は対象とならないのか。

A1-2 対象となりません。質量販売の場合、イベントやレジャーでの一時利用、屋台などの業務利用が多く、本事業の目的である「生活者支援としての継続的なLPガス利用者の負担軽減」に合致しないこと、利用時期や場所の確認ができないこと、複数の販売事業者から購入した場合に販売実績の確認ができず重複の排除ができないものです。

Q1-3 事業所が岩手県外にある販売事業者だが、岩手県内の家庭・企業等の値引きをした場合は本事業の対象になるか。

A1-3 岩手県内の一般消費者等に対し値引きを行う販売事業者が対象となりますので、事業所が他県にある場合や、販売登録が国や他県の場合でも対象になります。

Q1-4 岩手県に顧客がいる営業所が複数ある場合は、本社から申請するのか、営業所から申請するのか。

A1-4 本社から申請できますが、申請書は、販売店許可を受けた営業所ごとに作成願います。

Q 1 - 5 LPガス小売事業者として、本事業には必ず参加しなければならないのか。

A 1 - 5 県内の一般消費者等の負担軽減を図るため、多くの事業者の御参加をお願いします。

Q 1 - 6 値引単価はどのように設定したか。

A 1 - 6 標準的な家庭におけるLPガス値上がり額の6か月分相当として設定したものです。（令和2年12月から令和4年12月までの標準的な値上額×6か月）

Q 1 - 7 様式第1号別記1で「支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うことは不適切」とあるが、期間中は一切ガス料金の値上げをしてはいけないか。

A 1 - 7 調達価格の上昇などを理由とする値上げは行っていただいても差し支えありません。ただし、県平均の小売価格と比較して乖離が大きい値上げを行った場合には、状況を確認する場合があります。

Q 1 - 8 事業開始までの今後のスケジュールは。

A 1 - 8 提出期限等については、下記のとおりです。

- ・ 8月31日(木) 実施確認申請書(様式第1号)の提出期限  
実施確認申請の承認後、原則として9月検針分の請求から値引を実施
- ・ 9月29日(金) 概算払請求書(様式第3号)の提出期限
- ・ 12月15日(金) 支援金支給申請書兼請求書(様式第2号)の提出期限

Q 1 - 9 値引の実施に向けて、どのように準備を進めればよいか。

A 1 - 9 実施確認申請を提出するまでの準備として、以下が想定されます。

- ・ 顧客別の5月のガス使用量を把握し、3区分による9月検針分の請求月の値引額を決める。
- ・ 新規契約(転入)者について、何月検針の使用量で3区分を判定するかを確認し、9月の値引額を決める。
- ・ 解約(転出)者について、口座振込等による値引を実施するかを決める。
- ・ 値引額をシステムに入力する方法を確認し、入力時期・体制等を決める。
- ・ 一般消費者等に検針票や請求書等で値引を行う際の表示方法を決める。

【R5.8.10追加】

Q 1 - 10 5月の使用量で区分を判定するとは、「5月中に行った検針における(大半が4月の期間となる)使用量を、5月分の使用量とみなす」ことで良いか。

A 1 - 10 お見込みのとおりです。

## 2 申請手続き（実施確認申請）について

Q 2 - 1 実施確認申請書（様式第 1 号）を提出したが、承認までにどのくらいの期間を要するのか。また、確認申請をしても、承認がなされない場合はあるのか。

A 2 - 1 確認申請書到達から、承認を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日としています。また、対象者の要件を満たしていれば、確認申請は承認されます。

Q 2 - 2 実施確認申請時と支給申請書兼請求書（様式第 2 号）の提出時で、値引実施件数に差が出て問題ないか。

A 2 - 2 多少の増減であれば問題ありません。実施確認申請時は、値引実施件数の予定で差し支えありません。

## 3 値引きの方法及びその表示方法について

Q 3 - 1 一般消費者等への値引きの明示方法はどのように行うべきか。

A 3 - 1 検針票、請求書、Web 明細などには、次のことを明示してください。

①岩手県LPガス価格高騰対策費による値引きであること。

②値引額を記載すること。

（例）「岩手県のLPガス価格高騰対策費により〇円を値引きしています。」

「岩手県の支援により〇円を値引きしています。」

「岩手県支援による値引額 〇円」

※県の支援で値引きしていることが分かれば、必ずしも上記通りの記載でなくても構いません。

### 【R5. 8. 10追加】

Q 3 - 1 - 2 Q 3 - 1 で「検針票、請求書、Web 明細などには、値引額を記載すること」と記載があるが、システム上、契約者個別にコメントを入力できない場合、値引額を記載しなくてもよいか。

A 3 - 3 - 2 利用料金計算の中で値引額が明示され、コメント欄に岩手県による値引である旨が明示されれば、コメントの欄の中に値引額が記載できなくても、差し支えありません。

Q 3 - 2 値引きは、消費税課税前か、課税後か。

A 3 - 2 値引きは、消費税課税前の元値から行い、値引後に課税して請求額を算出します。

（例）値引き前税抜き6,000円（税込6,600円）から、1,800円を差し引く場合

・ 6,000円（元値）－ 1,800円（値引き分）＝ 4,200円

・ 4,200円 × 1.1（消費税）＝ 4,620円

消費者への請求額（値引後）＝ 4,620円

※税込みの差引は、1,980円

【R5. 7. 31追加】

Q 3 - 2 - 2 請求書で消費税を元々表記していないが、値引額を初めから税込金額で表示して良いか。

A 3 - 2 - 2 税込金額（1,980円、3,300円、6,600円）で表示して良いです。

Q 3 - 3 自社独自の値引きを既に実施しており、それに県事業分の値引きを追加することになるが、システムの都合上値引きの内訳を表示できない。対応はどのようにしたら良いか。

A 3 - 3 県事業による値引きであることを明示いただく必要があります。検針票にスペースの都合上その旨表示ができない場合は、別紙を用意するなどの対応をお願いします。

【R5. 8. 10追加】

Q 3 - 3 - 2 自社独自の値引を実施している。システムの都合上、検針票には自社の値引額と県の値引額の合算額しか表記できないが、対応はどのようにしたらよいか。

また、支給申請書兼請求書（様式第2号）提出の際の資料である値引を行った家庭等が確認できる一覧表については、システムから出力される帳票の提出を予定している。値引額には自社の値引額と県の値引額の合算額しか記載されないが構わないか。

A 3 - 3 - 2 契約者に発行する請求書には、自社の値引額と県の値引額の合算額が記載されていても構いません。ただし、Q 3 - 3 のとおり、検針票等には県事業による値引きであることを明示いただく必要があります。

また、支給申請書兼請求書の（様式第2号）提出時に添付していただく一覧表は、システムから出力される帳票で構いませんが、例えば「自社独自で〇〇円値引している」など、自社独自の値引の実施と値引額が分かるように帳票に記載願います。

【R5. 8. 10一部追記】

Q 3 - 4 5月分の使用量16m<sup>3</sup>により3区分を判定し、6,000円を値引する一般消費者等について、6月以降の毎月の使用量がいずれも1m<sup>3</sup>と少ない（又は0m<sup>3</sup>の月がある）場合でも、9月に6,000円を値引して良いか。

A 3 - 4 差し支えありません。使用量による3区分を判定する5月（新規契約・解約が生じる消費者は、それぞれの月）以外の使用量を確認する作業は、必要ありません。

【R5. 8. 10追加】

Q 3 - 4 - 2 不在等の理由により5月検針分の使用量が0m<sup>3</sup>の場合であっても、他の月は使用量がある場合、値引をすることは可能か。

A 3 - 4 - 2 4月～9月の間に契約が継続している者については、いずれの月も使用量が0m<sup>3</sup>の場合など、契約者側の都合により明らかに使用していない場合を除き、小売事業者の判断により、1,800円の値引が可能です。



【R5. 7. 31追加】 【R5. 8. 10訂正】

Q 3 - 5 6,000円を値引すべき者が9月の検針後に転居し、9月の請求額が4,000円だった場合、4,000円を値引して請求額を0円として、残り2,000円は値引を行わないことは可能か。

A 3 - 5 解約（転出）者への値引きを実施するか否かは小売事業者の判断となりますが、解約（転出）者については、値引を実施する9月の請求額（4,000円）を上限として値引を終了できます。残額（2,000円）については、事業者の判断により、12月15日（金）の請求書提出期限までに口座振込等の手続が完了する場合は、値引を実施できます。

※当該Q&Aについて、上記のとおり回答を訂正しました。

【R5. 8. 10追加】

Q 3 - 6 5月の使用量で1,800円を値引すべき者について、従量料金のみで請求額が毎月200円前後であり、9月検針分の請求額では値引が完了しない場合、どのように対応すればよいか。

A 3 - 6 9月の請求額を上限として、値引を終了できます。

残額については、小売事業者の判断により、12月15日（金）の請求書提出期限までに値引が完了する場合は、10月検針分及び11月検針分の各月の請求額を上限として値引を実施できます。

11月までに引ききれなかった残額は、県の支援金としては支給されません。

【R5. 8. 10追加】

Q 3 - 7 令和5年4月以前から当社と契約している方が令和5年6月に転居したが、転居後も当社と引き続き契約し、9月以降も契約している場合、値引の取扱はどうなるのか。

A 3 - 7 転居前に契約していた方と転居後も引き続き契約した場合は、継続して供給を受けた方と同様の取扱いとなります。

上記の場合、令和5年4月から9月を通して供給を受けていますので、5月の使用量に基づき、値引額を判定し、6か月分を値引することとなります。

【R5. 8. 10追加】

Q 3 - 8 令和5年4月以前から当社と契約している方が自宅を改築するため、改築期間中の契約は休止し、改築中に居住する住居でLPガスを使用するため、新たに当社と契約し、9月以降も契約している場合、値引の取扱はどうなるのか。

A 3 - 8 自宅及び改築中に居住する住居の2件の契約ですが、自宅の契約は休止していることから、1件の契約とみなし、継続して供給を受けた方と同様の取扱いとなります。

上記の場合、令和5年4月から9月を通して供給を受けていますので、5月の使用量に基づき、値引額を判定し、6か月分を値引することとなります。

#### 4 支援金の支給対象者について

Q 4 - 1 6 か月間契約が継続する全ての契約者に対して、一律定額で1,800円（300円×6か月分相当）を値引きすることはできないか。

A 4 - 1 5 月分の使用量が5 m<sup>3</sup>以上15m<sup>3</sup>未満の者及び15m<sup>3</sup>以上の者について、支援金支給要領に定める区分で値引を行わない場合、使用量が5 m<sup>3</sup>未満の者の金額も含め、支援金全額を支給できません。

3 区分による値引を実施して頂きますようお願いいたします。

#### 【R5. 8. 10追加】

Q 4 - 2 支給対象外の一般消費者等に値引をしてしまった場合、支援金は返還しなければならないか。

A 4 - 2 支援対象外の一般消費者等に値引を行った際は、その分の支援金は交付されません。

#### 【R5. 8. 10追加】

Q 4 - 3 9 月分の請求時に値引を行う場合、ガス料金以外のガス漏れ警報器リース料や設備使用料、機器販売費用等、お客さまへ請求するガス料金からも値引できるか。

A 4 - 3 ガス料金（基本料金及び従量料金）以外からの値引はできません。

#### 5 対象となる消費者について

Q 5 - 1 値引きの対象者は。

A 5 - 1 液化石油ガス法第2条第2項で規定される一般消費者等、並びにガス事業法第3条の登録を受けた者からLPガスを燃料として供給を受け、生活の用に供する一般消費者及びその消費する態様が生活の用に供する場合に類似している者であって、岩手県内でLPガスを消費する者になります。

体積販売で供給されている者が対象であり、質量販売については、対象となりません。

Q 5 - 2 コミュニティーガス（旧簡易ガス）は対象になるのか。

A 5 - 2 対象になります。

Q 5 - 3 公的機関は対象外と記載されているが、役所などが民間委託している施設は対象となるのか。

A 5 - 3 民間委託している場合であっても、国又は地方公共団体もしくは独立行政法人により設置又は管理等が行われている施設（公的機関）は対象外になります。

#### 【R5. 7. 31追加】

Q 5 - 3 - 2 公民館は値引の対象となるのか。

A 5 - 3 - 2 市町村が設置・管理している公民館は対象外ですが、町内会等で設置・管理している公民館は値引の対象となります。

【R5.7.31追加】

Q 5-3-3 公益財団法人や第三セクターが管理している施設は対象となるのか。

A 5-3-3 原則として値引の対象となります。ただし、公益財団法人等が管理している場合であっても、国又は地方公共団体もしくは独立行政法人が設置し、公益財団法人等が管理している施設（公共施設）は対象外になります。

【R5.7.31追加・R5.8.10一部追記】

Q 5-3-4 県営住宅や市町村営住宅、公務員公舎は値引の対象となるのか。

A 5-3-4 入居者が契約を締結し、入居者がガス料金を支払っている場合は、値引の対象となります。

【R5.8.10追加】

Q 5-3-5 警察の駐在所は値引の対象となるのか。

A 5-3-5 入居者が契約を締結し、入居者がガス料金を支払っている場合は、値引の対象となります。

【R5.8.10追加】

Q 5-3-6 市町村の設置した施設内でレストランや売店などを営業しているテナントは値引の対象となるのか。

A 5-3-6 市町村の設置した施設の一部を借り受け、レストランや売店などを営業している場合、テナントがL Pガス販売店と直接契約している場合は、値引の対象となります。

ただし、テナントが、指定管理者に指定され、入居している市町村の設置した施設全体を管理している場合や、施設の一部を借り受け、レストランや売店などを営業している場合であっても、施設の設置者や指定管理者等がL Pガス販売店と契約している場合は、対象外となります。

【R5.8.10訂正】

Q 5-4 令和5年5月の利用実績が無い（0 m<sup>3</sup>）場合は支援の対象となるのか。

A 5-4 4月～9月の間に契約が継続している者については、いずれの月も使用量が0 m<sup>3</sup>の場合など、契約者側の都合により明らかに使用していない場合を除き、小売事業者の判断により、1,800円の値引が可能です。

※当該Q&Aについて、上記のとおり回答を訂正しました。

Q 5-5 事業所などで使用されるL Pガスも本事業の対象に含まれるのか。

A 5-5 本事業の対象は、液化石油ガス法第2条第2項で規定される一般消費者等であり、事業所が使用する場合であっても、用途が、冷暖房用や飲食物の調理用、風呂等の湯沸かし用など、液化石油ガス法の一般消費者等に該当するものであれば対象になります。

Q5-6 居住棟は別に、工場の製品の製造やビニールハウス等（工業用・農業用）が存在し、それぞれ別契約（別メーター）となっている場合、値引き対象はどうなるか。

A5-6 液化石油ガス法における一般消費者等が対象となります。このため、居住用は対象となりますが、工業用や農業用については、対象外となります。  
契約（ガスメーター）ごとに、値引き対象となるか御確認ください。

【R5.7.31修正】 【R5.8.10一部追記】

Q5-7 1世帯又は1事業者（契約ごと）が、一つの施設に複数のメーターを取り付けている場合、メーターごとに値引を実施するのか。

A5-7 メーターごとに基本料金を徴収している（契約している）場合は、メーターごとに値引きの対象となります。

また、メーターを複数設置しているが、基本料金は徴収せずに使用量を確認するためのメーターを含む場合は、基本料金を徴収しているメーターと使用量を合算し、合算後の使用量で値引額を判定することになります。

	メーターA (86.6m <sup>3</sup> 使用)	メーターB (1.9m <sup>3</sup> 使用)
基本料金(契約)が2件	基本料金あり、6,000円値引 使用量86.6m <sup>3</sup>	基本料金あり、1,800円値引 使用量1.9m <sup>3</sup>
基本料金(契約)が1件	基本料金あり 6,000円値引 使用量(合算後) 88.5m <sup>3</sup>	基本料金なし、 <u>値引きなし</u> ※使用量はメーターAに合算

なお、従量料金のみ料金体系となっている場合は、メーターごとの契約であり、かつ、メーターごとの使用量に応じて料金を請求している場合は、メーターごとに値引を実施することとなりますが、施設内の各メーターの使用量を合算し、合算した使用量に応じて請求している場合は、1件の契約とみなし、合算後の使用量で1件の値引額を判定することとなります。

【R5.7.31追加】

Q5-8 1世帯又は1事業者（契約ごと）が、複数の小売事業者と契約し、一つの施設にそれぞれの小売事業者のメーターを取り付けている場合、メーターごとに値引を実施するのか。

A5-8 複数の小売事業者と契約している場合は、それぞれの小売事業者において値引きすることとなります。

【R5. 7. 31追加】

Q 5 - 9 集合住宅において、入居者が契約せず、会社が一括して契約している場合、値引き対象はどうなるのか。

A 5 - 9 メーターごとに基本料金を徴収している（契約している）場合は、メーターごとに値引の対象となります。

また、メーターを複数設置しているが、基本料金は徴収せずに使用量を確認するためのメーターを含む場合は、基本料金を徴収しているメーターと使用量を合算し、合算後の使用量によって値引額を判定することになります。

【R5. 7. 31追加】

Q 5 - 10 1事業者で、離れた場所に複数の施設を有し、それぞれの施設にメーターを取り付けている場合、メーターごとに値引きを実施するのか。

A 5 - 10 メーターごとに基本料金を徴収している（契約している）場合は、メーターごとに値引の対象となります。

また、メーターを複数設置しているが、基本料金は徴収せずに使用量を確認するためのメーターを含む場合は、基本料金を徴収しているメーターと使用量を合算し、合算後の使用量によって値引額を判定することになります。

【R5. 7. 31追加】

Q 5 - 11 契約期間が1カ月未満で解約した場合、値引の対象となるのか。

例：8月20日契約、8月の検針はなし

9月10日解約、9月10日検針（3 m<sup>3</sup>使用）

A 5 - 11 契約期間が1カ月未満であっても、検針を行っている場合、値引の対象となります。ただし、解約者に対する値引については、9月検針分の請求月に値引きができないことから、値引を実施するか否かは、小売事業者の判断で構いません。

【R5. 7. 31追加】

Q 5 - 12 4月以前から契約していた小売事業者がLPガス販売事業を廃業するため、6月に当社が契約を引き継ぎ、以後、9月以降も契約している場合、値引は何月分から実施するのか。

A 5 - 12 廃業した事業者から契約を引き継ぐため、値引額は5月の使用量に応じ、6カ月分の額で値引を行います。

【R5. 7. 31追加】

Q 5 - 13 LPガス小売事業者の自家使用分は値引の対象となるのか。

A 5 - 13 液化石油ガス法の一般消費者等としての消費で、自家使用した分を売上として財務処理している場合は、値引の対象となります。

【R5. 8. 10追加】

Q 5-14 LPガス料金を滞納している契約者は、値引の対象となるのか。

A 5-14 値引の対象となります。ただし、供給を休止していた期間は、値引の対象外となりますので、5月の使用量に基づき、値引額を判定し、使用した（休止した月を除いた）月数で値引することとなります。

なお、値引対象期間（令和5年4月～9月）の滞納額から値引することは可能ですが、令和5年3月検針分以前の滞納分から値引することはできません。

【R5. 8. 10追加】

Q 5-15 LPガス料金を滞納していたため、8月に契約解除したが、値引の対象となるのか。

A 5-15 解約（転出）者に係る値引の取扱と同様の取扱となります。

【R5. 8. 10追加】

Q 5-16 LPガス料金を滞納していたため、一定期間、供給を休止した場合、値引の期間はどうなるのか。なお、契約は継続している。

A 5-16 供給を休止していた期間は、値引の対象外となりますので、5月の使用量に基づき値引額を判定し、使用した（休止した月を除いた）月数で値引することとなります。

【R5. 8. 10追加】

Q 5-17 LPガス料金を滞納している契約者に対しては、請求月に関係なく滞納分から請求しているため、9月検針分の請求時には、例えば、滞納している7月検針分の請求となるが、そこから値引してもいいか。

A 5-17 7月検針分の請求額から値引しても差し支えありません。

【R5. 8. 10追加】

Q 5-18 LPガス料金の滞納により、一定期間、供給を休止したため、5月の使用量の実績がない場合、値引の対象となるのか。なお、契約は継続している。

A 5-18 4月～9月の間に契約が継続している者については、いずれの月も使用量が0㎡の場合など、契約者側の都合により明らかに使用していない場合を除き、小売事業者の判断により、1,800円の値引が可能です。

ただし、供給を休止していた期間（検針が行われない月）は対象外となりますので、使用した（休止した月を除いた）月数で値引することとなります。

【R5. 8. 10追加】

Q 5-19 LPガスの使用場所は県内だが、契約者は県外の業者や県外に居住している方は、値引の対象となるのか。

A 5-19 値引の対象となるのは、岩手県内でLPガスを消費する者となりますので、契約者が県外の業者や県外に居住している方も値引の対象となります。

## 6 値引実績の報告について

Q 6-1 小売事業者の事務が複雑な部分がある。支給申請書兼請求書の添付書類である一覧表等などは省略できないのか。

A 6-1 国の補助を受け、支援金を支払う上で根拠資料による確認が必要となりますので、ご理解をお願いします。

Q 6-2 請求書提出後、値引の事実が確認できる検針票等の写しを一部（最大15件）提出するとあるが、検針伝票等事業者控えが残らない場合、（Web明細等）値引きの事実はどう確認するのか。

A 6-2 値引き額を明示した検針伝票の写真、検針データを取り込んだシステムの利用世帯の値引額が確認できるスクリーンショット等で確認します。

Q 6-3 請求書提出後、値引の事実が確認できる検針票等の写しを一部（最大15件）提出するとあるが、システムの改修ができず、値引額の明示ができない場合、委託先事務局における値引の事実はどう確認するのか。

A 6-3 検針伝票（値引き前）＋値引き額を明示した別紙、あるいは検針データを取り込んだシステムの利用世帯の値引額が確認できるスクリーンショット等で確認します。

【R5. 7. 31追加】 【R5. 8. 10一部追記】

Q 6-4 支給申請書兼請求書（様式第2号）の添付書類である一覧表について、当社で使用しているシステムから出力されたデータ・帳票では、契約者（施設所在地）の市町村名が記載されていない。契約者（施設所在地）の市町村名の記載を省略できないのか。

A 6-4 支給申請書兼請求書の添付書類である一覧表に市町村名を記載していただくのは、岩手県内の一般消費者等に対し、値引きを実施しているか確認するためであり、契約者（施設所在地）の市町村名を記載してください。

なお、一覧表に提出にあたっては、記載が必要な項目すべてが、一つの一覧表に記載されていなくても構いませんので、例えば、値引きを実施する月の値引額の一覧表とは別に、契約者（施設所在地）ごとに区別できる顧客管理番号・コードと市町村名が記載された契約者データの一覧表を添付していただいても結構です。

## 7 支援金請求について

Q 7-1 9月検針分の請求分で値引を実施した後、10月分に残額を値引することとなった場合、委託先事務局への請求はどのように行えばよいか。

A 7-1 支給申請書兼請求書は原則1回のみ提出ですので、10月分に残額を値引した後に請求願います。

なお、支援金の概算払請求により、値引原資の予定額の9割の支給を受けることが可能です。



【R5. 8. 10追加】

Q 7 - 2 LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼請求書（様式第2号）の「3 値引完了日」はいつの日を記載するのか。

A 7 - 2 現金徴収及び銀行振込の場合は請求書発行日、口座振替の場合は金融機関への振替依頼日となり、複数の方法でガス料金を徴収している場合は、いずれか遅い日となります。

## 8 周知について

Q 8 - 1 本事業による値引きについて、一般消費者等への通知はどのように行えばよいか。

A 8 - 1 一般消費者等への通知は、委託先事務局から配布される周知用のチラシなどを使用して、値引き実施前に行ってください。また、小売事業者が独自の通知を行っていただいても差し支えありません。

本事業については、県ホームページ、委託先事務局のホームページ等で周知を行います。

Q 8 - 2 県から承認を受ける前に、消費者に対して値引きすることについて周知して良いか。

A 8 - 2 原則としては、確認承認通知が届いた後の周知とすべきものですが、日程等の関係により、決定後に対応する時間がとれない場合は、事業者の判断で周知することは妨げません。

## 5 提出書類（様式、記載例）

様式第1号

令和 年 月 日

岩手県知事 様

申請者 住所  
氏名 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名  
販売所名 \_\_\_\_\_

### L P ガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認申請書

L P ガス小売事業者ガス料金支援金に係る一般消費者等への値引を実施したいので、L P ガス利用者ガス料金支援金支給要領に従うことを承知の上、本書面に関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

#### 記

##### 1 使用量の区別の値引実施予定件数

使用量の区分 (令和5年5月分)	値引実施 予定件数 (件)	(参考)	
		値引単価	件数×値引単価 (円)
① 5 m <sup>3</sup> 未満		1,800 円	
② 5 m <sup>3</sup> 以上15m <sup>3</sup> 未満		3,000 円	
③ 15m <sup>3</sup> 以上		6,000 円	
	(合計)	(合計)	

※ 令和5年5月時点の契約件数により、令和5年4月以降の新規契約や9月までの解約（見込）を区別せず、①～③の使用量に区分すること。

岩手県外の一般消費者等への供給や、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人により設置又は管理等が行われている施設については、件数から除くこと。

##### 2 販売事業者登録の状況

販売所の名称	所在市町村	登録年月日	登録番号
		年 月 日	

※ 上記が確認できる書類（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第3条の2による登録通知等）の写しを添付すること。

岩手県外の販売事業者にあっては、岩手県内の一般消費者等に供給を行っていることが確認できる一覧表を添付すること。

##### 3 概算払請求の予定 ((1)(2)いずれかを○で囲むこと。)

- (1) あり  
(2) なし

4 令和5年4月現在の家庭用LPガス小売価格の状況

使用量	家庭用LPガス 小売価格(税込) (円)	左記のうち 基本料金(円)	(参考) 県平均 家庭用LPガス 小売価格(税込)	左記のうち 基本料金
5.0m <sup>3</sup>			6,149 円	2,037 円
10.0m <sup>3</sup>			10,194 円	
20.0m <sup>3</sup>			17,768 円	

5 誓約事項、同意事項に関する確認

※内容を確認のうえ、同意する場合、下記枠内にチェック☑を入れ提出すること。

別記1 不正な支援金の支給の申請防止に係る誓約事項

内容を確認しました。同意します。□

別記2 反社会的勢力排除に係る誓約事項

内容を確認しました。同意します。□

別記3 LPガスの小売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

内容を確認しました。同意します。□

6 振込先 (本支店等及び口座種別は該当するものを○で囲む。)

金融機関名		本・支店名		本店
				支店
				出張所
口座種別	普通預金		当座預金	
口座番号				
(フリガナ)				
届出名義				

7 連絡担当者

氏名			
電話番号		ファックス番号	
メールアドレス			

※ 実施確認申請書は、販売所ごとに作成すること。

## 別記 1

### 不正な支援金の支給の申請防止に係る誓約事項

当事業所は、支援金の申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 当事業所は、受託者の求めに応じ、適切なLPガス料金値引きを実施及びその帳票等の提出に協力します。
- (2) 当事業所は、当方の帰責の有無に関わらず、不正な支援金申請に該当する可能性があるとして県が判断する場合は、その調査が完了するまで当該支援金申請金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3) 当事業所は、上記に該当する他、不正な支援金申請及び受給が発生しないよう、県及び受託先の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
- (4) 当事業所は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※1、不適切な行為※2等は行いません。

#### ※1：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

#### ※2：不適切な行為

- ① 支援金相当分をあらかじめ単価に上乘せする等、本来の価格が不適切に設定されていること
- ② 支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと
- ③ 価格について、支援金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること

以上

## 別記 2

### 反社会的勢力排除に係る誓約事項

当事業所は、支援金の交付の申請をするに当たって、また、支援金の受給後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを持ち、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
  - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
  - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
  - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
  - ニ 前各号に掲げる者に資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ホ その他前各号に掲げる者と役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

以上

### 別記3

#### LPガスの小売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

当事業所は、支援金の支給の申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

#### 記

県及び県が契約する事業者（以下「受託者」という。）は、本支援金事業の実施に必要な範囲で、LPガスの小売事業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。

なお、県及び受託者は、LPガスの小売事業者が提供する情報を事業の終了後5年間保存し、業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。また、県は、LPガスの小売事業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。

以上

令和 5年 8月31日

岩手県知事 様

申請者 住所 盛岡市内丸10番1号  
 氏名 株式会社内丸LPガス  
 代表取締役社長 県北太郎  
 販売所名 沿岸営業所

## LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認申請書

LPガス小売事業者ガス料金支援金に係る一般消費者等への値引を実施したいので、LPガス利用者ガス料金支援金支給要領に従うことを承知の上、本書面に関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

## 記

## 1 使用量の区別の値引実施予定件数

使用量の区分 (令和5年5月分)	値引実施 予定件数 (件)	(参考)	
		値引単価	件数×値引単価 (円)
① 5 m <sup>3</sup> 未満	1,850	1,800 円	3,330,000
② 5 m <sup>3</sup> 以上15m <sup>3</sup> 未満	650	3,000 円	1,950,000
③ 15m <sup>3</sup> 以上	650	6,000 円	3,900,000
	(合計) 3,150 件	(合計)	9,180,000 円

※ 令和5年5月時点の契約件数により、令和5年4月以降の新規契約や9月までの解約（見込）を区別せず、①～③の使用量に区分すること。

岩手県外の一般消費者等への供給や、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人により設置又は管理等が行われている施設については、件数から除くこと。

## 2 販売事業者登録の状況

販売所の名称	所在市町村	登録年月日	登録番号
沿岸営業所	宮古市	平成9年4月1日	03B6009

※ 上記が確認できる書類（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第3条の2による登録通知等）の写しを添付すること。

岩手県外の販売事業者にあつては、岩手県内の一般消費者等に供給を行っていることが確認できる一覧表を添付すること。

## 3 概算払請求の予定 ((1)(2)いずれかを○で囲むこと。)

- (1) あり  
 (2) なし

4 令和5年4月現在の家庭用LPガス小売価格の状況

使用量	家庭用LPガス 小売価格(税込) (円)	左記のうち 基本料金(円)	(参考) 県平均 家庭用LPガス 小売価格(税込)	左記のうち 基本料金
5.0m <sup>3</sup>	6,380	2,200	6,149 円	2,037 円
10.0m <sup>3</sup>	10,560	2,200	10,194 円	
20.0m <sup>3</sup>	18,700	2,200	17,768 円	

最も標準的な  
料金表による  
価格について  
記載

5 誓約事項、同意事項に関する確認

※内容を確認のうえ、同意する場合、下記枠内にチェック☑を入れ提出すること。

- 別記1 不正な支援金の支給の申請防止に係る誓約事項  
内容を確認しました。同意します。☑
- 別記2 反社会的勢力排除に係る誓約事項  
内容を確認しました。同意します。☑
- 別記3 LPガスの小売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項  
内容を確認しました。同意します。☑

チェック  
を入れて  
ください

6 振込先 (本支店等及び口座種別は該当するものを○で囲む。)

金融機関名	内丸銀行			本・支店名	本店 支店 出張所		
口座種別	普通預金			当座預金			
口座番号	1	2	3	4	5	6	7
(フリガナ)	カ) ウチマルエルピーガス						
届出名義	株式会社内丸LPガス						

7 連絡担当者

氏名	県北次郎		
電話番号	019-651-3111	ファックス番号	019-629-5174
メールアドレス	AJ0010@pref.iwate.jp		

※ 実施確認申請書は、販売所ごとに作成すること。

別記1～3も提出願います。



岩手県知事 様

請求者 住所  
氏名 ( 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 )  
販売所名 \_\_\_\_\_

## L P ガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼請求書

L P ガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料の支給を受けたいので、本書面  
に關係書類を添えて、下記のとおり申請します。

なお、別添一覧表に記載がある家庭・企業等については、L P ガスを岩手県内で消  
費する者に相違ありません。

また、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人により設置又は管理等が行われて  
いる施設等、支給対象外とすべき者は含まれておりません。

## 記

## 1 申請額兼請求額

	金額 (円)	内訳 (円)	
		ガス料金支援金	事務手数料
(1) 申請額兼請求額			
(2) 概算払受領済額			
(3) 今回請求額			

※ 請求額の内訳は別紙のとおり。

値引を行った家庭・企業等が確認できる一覧表を添付すること。

## 2 値引実施の状況

値引を実施した件数	件
-----------	---

※ 別紙内訳の「値引を実施した件数」に一致すること。

## 3 値引完了日

令和5年 月 日
----------

4 家庭用LPガス小売価格の状況

使用量	令和5年8月の状況		令和5年4月の状況	
	家庭用LPガス 小売価格(税込) (円)	左記のうち 基本料金(円)	家庭用LPガス 小売価格(税込) (円)	(参考) 県平均 家庭用LPガス 小売価格(税込)
5.0m <sup>3</sup>				6,149 円
10.0m <sup>3</sup>				10,194 円
20.0m <sup>3</sup>				17,768 円

5 振込先（本支店等及び口座種別は該当するものを○で囲む。）

金融機関名				本・支店名	本店 支店 出張所		
口座種別	普通預金			当座預金			
口座番号							
(フリガナ)							
届出名義							

※ 振込先が、実施確認申請書（様式第1号）に記載した口座から変更がない場合、下記枠内にチェック☑を入れ、提出すること。

振込先は、実施確認申請書（様式第1号）記載の口座です。 □

6 連絡担当者

氏名			
電話番号		ファックス番号	
メールアドレス			

※ 後日事務局から、値引の事実が確認できる検針票・請求書等の写しの提出を求めます。

(様式第2号別紙) 請求額の内訳

1 LPガス小売事業者ガス料金支援金

(1) 6か月分の値引を実施した者

使用量の区分 (令和5年5月分)	値引実施			申請額兼請求額
	期間	件数	値引単価	実績額(円)
① 5 m <sup>3</sup> 未満	6か月		1,800円	
② 5 m <sup>3</sup> 以上15 m <sup>3</sup> 未満	6か月		3,000円	
③ 15 m <sup>3</sup> 以上	6か月		6,000円	
①～③の合計	(合計)		(合計)	円

※件数及び実績額は、値引額が値引単価に達しない者の分も含めて記載すること。

(2) (1)以外の金額による値引を実施した者

使用量の区分	値引実施			申請額兼請求額
	期間	件数	値引単価	実績額(円)
① 5 m <sup>3</sup> 未満	5か月		1,500円	
	4か月		1,200円	
	3か月		900円	
	2か月		600円	
	1か月		300円	
	(小計)		(小計)	円
② 5 m <sup>3</sup> 以上15 m <sup>3</sup> 未満	5か月		2,500円	
	4か月		2,000円	
	3か月		1,500円	
	2か月		1,000円	
	1か月		500円	
	(小計)		(小計)	円
③ 15 m <sup>3</sup> 以上	5か月		5,000円	
	4か月		4,000円	
	3か月		3,000円	
	2か月		2,000円	
	1か月		1,000円	
	(小計)		(小計)	円
①～③の合計	(合計)		(合計)	円

※件数及び実績額は、値引額が値引単価に達しない者の分も含めて記載すること。

2 LPガス小売事業者事務手数料

値引を実施した件数	件数の区分	交付額	申請額兼請求額
件	999件まで	149,500円	円
	1,000件から1,999件まで	234,000円	
	2,000件以上	318,500円	

令和 5年 10月20日

岩手県知事 様

請求者 住所 盛岡市内丸10番1号  
 氏名 株式会社内丸LPガス  
 代表取締役社長 県北太郎  
 販売所名 沿岸営業所

## LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼請求書

LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料の支給を受けたいので、本書面  
 に関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

なお、別添一覧表に記載がある家庭・企業等については、LPガスを岩手県内で消  
 費する者に相違ありません。

また、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人により設置又は管理等が行われて  
 いる施設等、支給対象外とすべき者は含まれておりません。

## 記

## 1 申請額兼請求額

	金額 (円)	内訳 (円)	
		ガス料金支援金	事務手数料
(1) 申請額兼請求額	9,226,520 円	8,908,020 円	318,500 円
(2) 概算払受領済額	7,935,250 円	7,776,000 円	159,250 円
(3) 今回請求額	1,291,270 円	1,132,020 円	159,250 円

※ 請求額の内訳は別紙のとおり。

値引を行った家庭・企業等が確認できる一覧表を添付すること。

## 2 値引実施の状況

値引を実施した件数	3,150 件
-----------	---------

※ 別紙内訳の「値引を実施した件数」に一致すること。

## 3 値引完了日

令和5年10月10日
------------

4 家庭用LPガス小売価格の状況

使用量	令和5年8月の状況		令和5年4月の状況	
	家庭用LPガス 小売価格(税込) (円)	左記のうち 基本料金(円)	家庭用LPガス 小売価格(税込) (円)	(参考) 県平均 家庭用LPガス 小売価格(税込)
5.0m <sup>3</sup>	6,655	2,200	6,380	6,149 円
10.0m <sup>3</sup>	10,890	2,200	10,560	10,194 円
20.0m <sup>3</sup>	19,140	2,200	18,700	17,768 円

5 振込先（本支店等及び口座種別は該当するものを○で囲む。）

金融機関名				本・支店名				本店 支店 出張所
口座種別	普通預金			当座預金				
口座番号								
(フリガナ)								
届出名義	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">                     実施確認申請書の4「令和5年4月現在の… 小売価格の状況」に記載した価格を転記                 </div>							

※ 振込先が、実施確認申請書（様式第1号）に記載した口座から変更がない場合、下記枠内にチェック☑を入れ、提出すること。

振込先は、実施確認申請書（様式第1号）記載の口座です。

振込先に変更がない場合の記載例です。チェックを入れてください。

6 連絡担当者

氏名	県北次郎		
電話番号	019-651-3111	ファックス番号	019-629-5174
メールアドレス	AJ0010@pref.iwate.jp		

※ 後日事務局から、値引の事実が確認できる検針票・請求書等の写しの提出を求めます。

(様式第2号別紙) 請求額の内訳

請求額の範囲内で値引を行った場合の記載例です。

1 LPガス小売事業者ガス料金支援金

(1) 6か月分の値引を実施した者

使用量の区分 (令和5年5月分)	値引実施			申請額兼請求額
	期間	件数	値引単価	実績額(円)
① 5 m <sup>3</sup> 未満	6か月	1,800	1,800円	3,240,000
② 5 m <sup>3</sup> 以上15 m <sup>3</sup> 未満	6か月	600	3,000円	1,800,000
③ 15 m <sup>3</sup> 以上	6か月	600	6,000円	3,598,500
①～③の合計	(合計)	3,000	(合計)	8,638,500円

※件数及び実績額は、値引額が値引単価に達しない者の分も含めて記載すること。

(2) (1)以外の金額による値引を実施した者

使用量の区分	値引実施			申請額兼請求額
	期間	件数	値引単価	実績額(円)
① 5 m <sup>3</sup> 未満	5か月	10	1,500円	15,000
	4か月	10	1,200円	12,000
	3か月	10	900円	9,000
	2か月	10	600円	6,000
	1か月	10	300円	3,000
	(小計)			(小計)
② 5 m <sup>3</sup> 以上15 m <sup>3</sup> 未満	5か月	10	2,500円	25,000
	4か月	10	2,000円	20,000
	3か月	10	1,500円	15,000
	2か月	10	1,000円	10,000
	1か月	10	500円	5,000
	(小計)			(小計)
③ 15 m <sup>3</sup> 以上	5か月	10	5,000円	49,520
	4か月	10	4,000円	40,000
	3か月	10	3,000円	30,000
	2か月	10	2,000円	20,000
	1か月	10	1,000円	10,000
	(小計)			(小計)
①～③の合計	(合計)	150	(合計)	269,520円

※件数及び実績額は、値引額が値引単価に達しない者の分も含めて記載すること。

2 LPガス小売事業者事務手数料

値引を実施した件数	件数の区分	交付額	申請額兼請求額
3,150 件	999件まで	149,500円	318,500円
	1,000件から1,999件まで	234,000円	
	2,000件以上	318,500円	

3,000件 + 150件 = 3,150件

岩手県知事 様

請求者 住所  
 氏名 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名  
 販売所名 \_\_\_\_\_

LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼概算払請求書

LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料の概算払による支給を受けたいので、本書面に関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 概算払を必要とする理由

令和5年4月から9月までの6か月分相当額の値引を令和5年 月 日 に実施するにあたり、概算払を受けない場合、資金繰りに支障をきたすため。

2 申請額兼請求額

請求額 (円) (A) + (B)	ガス料金支援金 (A) (C × 90%以内)	事務手数料 (B) (Eのいずれか × 50%以内)

(1) ガス料金支援金

使用量の区分 (令和5年5月分)	値引実施 予定件数	値引単価	支援金予定額 (件数 × 値引単価)
① 5 m <sup>3</sup> 未満		1,800 円	
② 5 m <sup>3</sup> 以上15 m <sup>3</sup> 未満		3,000 円	
③ 15 m <sup>3</sup> 以上		6,000 円	
(合計)	件	(合計)	(C) 円

※ 6か月分の値引を実施する予定の件数を記載すること。  
 概算払の額(A)は、支援金予定額の合計(C)の90%以内であること。

(2) LPガス小売事業者事務手数料

値引実施予定件数 (D)	件数の区分	交付額	50% (E)
件	999件まで	149,500 円	74,750 円
	1,000件から1,999件まで	234,000 円	117,000 円
	2,000件以上	318,500 円	159,250 円

※ 値引実施予定件数(D)は、1～5か月分で値引を実施する予定の件数も含め、記載すること。概算払の額(B)は、(D)の件数の区分に応じたいずれかの事務手数料の金額 × 50%以内(E)であること。

3 振込先（本支店等及び口座種別は該当するものを○で囲む。）

金融機関名		本・支店名		本店				支店					出張所
口座種別	普通預金				当座預金								
口座番号													
(フリガナ)													
届出名義													

※ 振込先が、実施確認申請書（様式第1号）に記載した口座から変更がない場合、下記枠内にチェック☑を入れ、提出すること。

振込先は、実施確認申請書（様式第1号）記載の口座です。 □

4 連絡担当者

氏名			
電話番号		ファックス番号	
メールアドレス			



令和 5年 9月 10日

岩手県知事 様

請求者 住所 盛岡市内丸10番1号  
 氏名 株式会社内丸LPガス  
 代表取締役社長 県北太郎  
 販売所名 沿岸営業所

LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給申請書兼概算払請求書

LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料の概算払による支給を受けたいので、本書面に関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

## 記

## 1 概算払を必要とする理由

令和5年4月から9月までの6か月分相当額の値引を令和5年10月10日に実施するにあたり、概算払を受けない場合、資金繰りに支障をきたすため。

## 2 申請額兼請求額

請求額 (円) (A) + (B)	ガス料金支援金 (A) (C×90%以内)	事務手数料 (B) (Eのいずれか×50%以内)
7,935,250 円	7,776,000 円	159,250 円

## (1) ガス料金支援金

使用量の区分 (令和5年5月分)	値引実施 予定件数	値引単価	支援金予定額 (件数×値引単価)
① 5 m <sup>3</sup> 未満	1,800	1,800 円	3,240,000
② 5 m <sup>3</sup> 以上15 m <sup>3</sup> 未満	600	3,000 円	1,800,000
③ 15 m <sup>3</sup> 以上	600	6,000 円	3,600,000
(合計)	3,000 件	(合計)	(C) 8,640,000 円

※ 6か月分の値引を実施する予定の件数を記載すること。

概算払の額(A)は、支援金予定額の合計(C)の90%以内であること。

## (2) LPガス小売事業者事務手数料

値引実施予定件数 (D)	件数の区分	交付額	50% (E)
3,150 件	999件まで	149,500 円	74,750 円
	1,000件から1,999件まで	234,000 円	117,000 円
	2,000件以上	318,500 円	159,250 円

※ 値引実施予定件数(D)は、1～5か月分で値引を実施する予定の件数も含め、記載すること。概算払の額(B)は、(D)の件数の区分に応じたいずれかの事務手数料の金額×50%以内(E)であること。

振込先に変更がある場合の記載例です。

3 振込先（本支店等及び口座種別は該当するものを○で囲む。）

金融機関名	内丸銀行	本・支店名	本店 支店 出張所				
口座種別	普通預金	当座預金					
口座番号	9	8	7	6	5	4	3
(フリガナ)	カ) ウチマルエルピーガス						
届出名義	株式会社内丸LPガス						

※ 振込先が、実施確認申請書（様式第1号）に記載した口座から変更がない場合、下記枠内にチェック☑を入れ、提出すること。

振込先は、実施確認申請書（様式第1号）記載の口座です。 □

4 連絡担当者

氏名	梶北次郎		
電話番号	019-651-3111	ファックス番号	019-629-5174
メールアドレス	AJ0010@pref.iwate.jp		

概算払請求の時点では、値引額が確認できる一覧表の提出は不要ですが、適切に使用量に応じた値引を実施願います。

## 6 県からの通知書

様式第4号

消 安 第 号  
令和 年 月 日

(申請小売事業者) 様

岩手県知事

LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認承認通知書  
年 月 日付けで申請があった標記支援金に係る一般消費者等への値引の実施について、下記のとおり承認しましたので、LPガス利用者ガス料金支援金支給要領第4第1項の規定により通知します。

記

1 対象となる販売所

販売所の名称	販売所の所在市町村	対象件数の見込 (件)
沿岸営業所	宮古市	3,150

(A4)

様式第5号

消 安 第 号  
令和 年 月 日

(申請小売事業者) 様

岩手県知事

LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料実施確認不承認通知書  
年 月 日付けで申請があった標記支援金に係る一般消費者等への値引の実施について、審査の結果下記のとおり不承認としましたので、LPガス利用者ガス料金支援金支給要領第4第2項の規定により通知します。

記

1 対象となる販売所

販売所の名称	販売所の所在市町村	対象件数の見込 (件)

2 不承認とする理由

(A4)

(申請小売事業者) 様

岩手県知事

LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料支給決定通知書  
年 月 日付けで申請があった標記支援金について、下記のとおり支給を決定した  
ので、LPガス利用者ガス料金支援金支給要領第4第3項の規定により通知します。

記

## 1 対象となる販売所

販売所の名称	販売所の所在市町村	値引実施件数 (件)
沿岸営業所	宮古市	3,150

## 2 支給決定額

金 9,226,520 円

## 3 支給決定額内訳

- ・ LPガス小売事業者ガス料金支援金 8,908,020 円
- ・ LPガス小売事業者事務手数料 318,500 円

(A4)

(申請小売事業者) 様

岩手県知事

LPガス小売事業者ガス料金支援金及び事務手数料不支給決定通知書

年 月 日付けで申請があった標記支援金について、審査の結果下記のとおり不支給と決定しましたので、LPガス利用者ガス料金支援金支給要領第4第4項の規定により通知します。

記

1 対象となる販売所

販売所の名称	販売所の所在市町村

2 不支給とする理由

(A4)

## 7 検針票・請求書等に岩手県支援が記載できない場合の別紙

9月の検針時に、以下を配布して値引額の告知を頂くことも可能です。

<p>お客様へ 岩手県の支援により、9月検針分のLPガス料金から下記の値引を実施しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>5月検針時の使用量 に応じて値引</th> <th>値引額 (消費税抜き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①5㎡未満</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>②5㎡以上15㎡未満</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>③15㎡以上</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	5月検針時の使用量 に応じて値引	値引額 (消費税抜き)	①5㎡未満	1,800円	②5㎡以上15㎡未満	3,000円	③15㎡以上	6,000円	<p>お客様へ 岩手県の支援により、9月検針分のLPガス料金から下記の値引を実施しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>5月検針時の使用量 に応じて値引</th> <th>値引額 (消費税抜き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①5㎡未満</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>②5㎡以上15㎡未満</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>③15㎡以上</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	5月検針時の使用量 に応じて値引	値引額 (消費税抜き)	①5㎡未満	1,800円	②5㎡以上15㎡未満	3,000円	③15㎡以上	6,000円
5月検針時の使用量 に応じて値引	値引額 (消費税抜き)																
①5㎡未満	1,800円																
②5㎡以上15㎡未満	3,000円																
③15㎡以上	6,000円																
5月検針時の使用量 に応じて値引	値引額 (消費税抜き)																
①5㎡未満	1,800円																
②5㎡以上15㎡未満	3,000円																
③15㎡以上	6,000円																
<p>お客様へ 岩手県の支援により、9月検針分のLPガス料金から下記の値引を実施しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>5月検針時の使用量 に応じて値引</th> <th>値引額 (消費税抜き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①5㎡未満</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>②5㎡以上15㎡未満</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>③15㎡以上</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	5月検針時の使用量 に応じて値引	値引額 (消費税抜き)	①5㎡未満	1,800円	②5㎡以上15㎡未満	3,000円	③15㎡以上	6,000円	<p>お客様へ 岩手県の支援により、9月検針分のLPガス料金から下記の値引を実施しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>5月検針時の使用量 に応じて値引</th> <th>値引額 (消費税抜き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①5㎡未満</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>②5㎡以上15㎡未満</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>③15㎡以上</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	5月検針時の使用量 に応じて値引	値引額 (消費税抜き)	①5㎡未満	1,800円	②5㎡以上15㎡未満	3,000円	③15㎡以上	6,000円
5月検針時の使用量 に応じて値引	値引額 (消費税抜き)																
①5㎡未満	1,800円																
②5㎡以上15㎡未満	3,000円																
③15㎡以上	6,000円																
5月検針時の使用量 に応じて値引	値引額 (消費税抜き)																
①5㎡未満	1,800円																
②5㎡以上15㎡未満	3,000円																
③15㎡以上	6,000円																
<p>お客様へ 岩手県の支援により、9月検針分のLPガス料金から下記の値引を実施しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>5月検針時の使用量 に応じて値引</th> <th>値引額 (消費税抜き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①5㎡未満</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>②5㎡以上15㎡未満</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>③15㎡以上</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	5月検針時の使用量 に応じて値引	値引額 (消費税抜き)	①5㎡未満	1,800円	②5㎡以上15㎡未満	3,000円	③15㎡以上	6,000円	<p>お客様へ 岩手県の支援により、9月検針分のLPガス料金から下記の値引を実施しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>5月検針時の使用量 に応じて値引</th> <th>値引額 (消費税抜き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①5㎡未満</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>②5㎡以上15㎡未満</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>③15㎡以上</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	5月検針時の使用量 に応じて値引	値引額 (消費税抜き)	①5㎡未満	1,800円	②5㎡以上15㎡未満	3,000円	③15㎡以上	6,000円
5月検針時の使用量 に応じて値引	値引額 (消費税抜き)																
①5㎡未満	1,800円																
②5㎡以上15㎡未満	3,000円																
③15㎡以上	6,000円																
5月検針時の使用量 に応じて値引	値引額 (消費税抜き)																
①5㎡未満	1,800円																
②5㎡以上15㎡未満	3,000円																
③15㎡以上	6,000円																
<p>お客様へ 岩手県の支援により、9月検針分のLPガス料金から下記の値引を実施しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>5月検針時の使用量 に応じて値引</th> <th>値引額 (消費税抜き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①5㎡未満</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>②5㎡以上15㎡未満</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>③15㎡以上</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	5月検針時の使用量 に応じて値引	値引額 (消費税抜き)	①5㎡未満	1,800円	②5㎡以上15㎡未満	3,000円	③15㎡以上	6,000円	<p>お客様へ 岩手県の支援により、9月検針分のLPガス料金から下記の値引を実施しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>5月検針時の使用量 に応じて値引</th> <th>値引額 (消費税抜き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①5㎡未満</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>②5㎡以上15㎡未満</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>③15㎡以上</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	5月検針時の使用量 に応じて値引	値引額 (消費税抜き)	①5㎡未満	1,800円	②5㎡以上15㎡未満	3,000円	③15㎡以上	6,000円
5月検針時の使用量 に応じて値引	値引額 (消費税抜き)																
①5㎡未満	1,800円																
②5㎡以上15㎡未満	3,000円																
③15㎡以上	6,000円																
5月検針時の使用量 に応じて値引	値引額 (消費税抜き)																
①5㎡未満	1,800円																
②5㎡以上15㎡未満	3,000円																
③15㎡以上	6,000円																
<p>お客様へ 岩手県の支援により、9月検針分のLPガス料金から下記の値引を実施しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>5月検針時の使用量 に応じて値引</th> <th>値引額 (消費税抜き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①5㎡未満</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>②5㎡以上15㎡未満</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>③15㎡以上</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	5月検針時の使用量 に応じて値引	値引額 (消費税抜き)	①5㎡未満	1,800円	②5㎡以上15㎡未満	3,000円	③15㎡以上	6,000円	<p>お客様へ 岩手県の支援により、9月検針分のLPガス料金から下記の値引を実施しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>5月検針時の使用量 に応じて値引</th> <th>値引額 (消費税抜き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①5㎡未満</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>②5㎡以上15㎡未満</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>③15㎡以上</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	5月検針時の使用量 に応じて値引	値引額 (消費税抜き)	①5㎡未満	1,800円	②5㎡以上15㎡未満	3,000円	③15㎡以上	6,000円
5月検針時の使用量 に応じて値引	値引額 (消費税抜き)																
①5㎡未満	1,800円																
②5㎡以上15㎡未満	3,000円																
③15㎡以上	6,000円																
5月検針時の使用量 に応じて値引	値引額 (消費税抜き)																
①5㎡未満	1,800円																
②5㎡以上15㎡未満	3,000円																
③15㎡以上	6,000円																

## 8 LPガス価格高騰対策事業のお知らせ（一般消費者チラシ）

岩手県内でLPガスを利用している皆様へ

### 岩手県 LPガス価格高騰対策事業のお知らせ

LPガスの価格高騰に対応するため、岩手県内の一般消費者等が使用するLPガス料金の値引を行い、県民生活を支援する事業を実施します。

#### 値引の対象 となる方

岩手県内の家庭及び飲食店などの業務用としてLPガスを使用する一般消費者等（個別供給、集団供給、コミュニティーガス団地）

※一般消費者等とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第2項に規定する一般消費者等をいいます。契約者が公共機関等の場合は対象外です。

#### 料金値引額

5月検針時の使用量	値引額（税抜）	<参考>
①5㎡未満	1,800円	月300円×6か月
②5㎡以上15㎡未満	3,000円	月500円×6か月
③15㎡以上	6,000円	月1,000円×6か月

※令和5年4～9月に同一の販売事業者から供給を受けた方の値引額です。

#### 値引実施 時期・手続

原則として9月検針分の請求時に値引きを行います。

※LPガス販売店によっては、10月など他の月の検針分の請求時等に値引きを行う場合があります。

消費者である皆様自身の手続や、各販売店への申込は不要です。LPガス販売店以外からの値引の実施を装った連絡にはご注意ください。

ご不明な点がございましたら、お取引されているLPガス販売店までお問い合わせください。

#### 販売店使用欄

岩手県復興防災部消防安全課 Mail [AJ0010@pref.iwate.jp](mailto:AJ0010@pref.iwate.jp)  
TEL 019-629-5557 FAX 019-629-5174



## 9 (様式第2号参考) 値引を行った家庭・企業等が確認できる一覧表

値引を行った家庭・企業等の一覧表 (支援金支給申請書兼請求書 (様式第2号) 添付書類) / 一覧															
【1】9月請求以降で6か月分を値引			販売所名			黄色のセルに入力									
			令和5年5月		令和5年9月			令和5年10月			令和5年11月			値引した額 (合計)	
通し 番号	顧客コード等	市町村名	使用量 (㎡)	値引すべき額 (円)	料金額 (税抜) (値引前)	請求額 (税抜) (値引後)	値引した額 (円)	料金額 (税抜) (値引前)	請求額 (税抜) (値引後)	値引した額 (円)	料金額 (税抜) (値引前)	請求額 (税抜) (値引後)	値引した額 (円)	(合計)	チェック
8	(例1) 例) 08401810	盛岡市	13.5	3,000	13,650	10,650	3,000	0	0	0	0	0	0	3,000	○
9	(例2) 例) 33669900	宮古市	0.0	0	2,000	200	1,800	0	0	0	0	0	0	1,800	要確認
10	(例3) 例) 18100150	奥州市	16.5	6,000	13,650	11,850	1,800	15,000	10,800	4,200	0	0	0	6,000	○
11	1	＜原則＞ 9月検針分の請求時 一括で値引	1.0	1,800	3,000	1,200	1,800			0			0	1,800	○
12	2		5.1	3,000	7,100	4,100	3,000			0			0	3,000	○
13	3		14.9	3,000	16,900	13,900	3,000			0			0	3,000	○
14	4		15.1	6,000	17,100	11,100	6,000			0			0	6,000	○
15	5		20.0	6,000	22,000	16,000	6,000			0			0	6,000	○
16	6	＜例1＞ 均等に2回で値引	1.0	1,800	3,000	1,200	1,800			0			0	1,800	○
17	7		5.1	3,000	7,100	4,100	3,000			0			0	3,000	○
18	8		14.9	3,000	16,900	13,900	3,000			0			0	3,000	○
19	9		15.1	6,000	17,100	14,100	3,000	17,100	14,100	3,000			0	6,000	○
20	10		20.0	6,000	22,000	19,000	3,000	22,000	19,000	3,000			0	6,000	○
21	11	＜例2＞ 9月に1,800円、10月 に残額を値引	1.0	1,800	3,000	1,200	1,800			0			0	1,800	○
22	12		5.1	3,000	7,100	5,300	1,800	7,100	5,900	1,200			0	3,000	○
23	13		14.9	3,000	16,900	15,100	1,800	16,900	15,700	1,200			0	3,000	○
24	14		15.1	6,000	17,100	15,300	1,800	17,100	12,900	4,200			0	6,000	○
25	15		20.0	6,000	22,000	20,200	1,800	22,000	17,800	4,200			0	6,000	○
26	16	＜例3＞ 9月1,800円、10月 3,000円、11月6,000 円を値引	1.0	1,800	3,000	1,200	1,800			0			0	1,800	○
27	17		5.1	3,000			0	7,100	4,100	3,000			0	3,000	○
28	18		14.9	3,000			0	16,900	13,900	3,000			0	3,000	○
29	19		15.1	6,000			0			0	17,100	11,100	6,000	6,000	○
30	20		20.0	6,000			0			0	22,000	16,000	6,000	6,000	○
31	199		0.0	1,800	2,000	200	1,800			0			0	1,800	○
32	200			0			0			0			0	0	○
合計			224	81,000	203,300	157,100	46,200	126,200	103,400	22,800	39,100	27,100	12,000	91,800	

5月使用量が0㎡の者に値引する場合は、値引すべき額(1,800円)を直接入力してください。



	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1	値引を行った家庭・企業等の一覧表（支援金支給申請書兼請求書（様式第2号）添付書類）／総括表									
2										
3		【1】9月請求以降で6か月分を値引					販売所名			
4										
5										
6	1	値引実施状況の報告								
7			値引単価 (6か月分)	該当契約数	値引すべき額 (円)			値引した額 (合計)	チェック	
8		5㎡未満	1,800	49	88,200		1,800円	88,200	○	
9		5㎡以上15㎡未満	3,000	100	300,000		3,000円	300,000	○	
10		15㎡以上	6,000	51	306,000		6,000円	304,500	要確認	
11		(合計)		200	694,200			692,700	要確認	
12										
13										
14				使用量 (㎡)	値引すべき額 (円)	料金額(税抜) (値引前)	請求額(税抜) (値引後)	値引した額 (円)		
15				2,010	694,200	3,736,500	3,043,800	692,700		
16										
17										
18										
19	<一覧の留意事項>									
20	※「通し番号」：対象者数を確認できるように記載してください。									
21	「顧客コード等」：個人を識別するために記載してください。									
22	「使用量」：実際の「使用量」を記載してください。「値引すべき額」は自動計算されます。									
23	「備考」：「顧客コード等」に氏名を記載する場合、同姓同名や法人名が同一の対象者について識別可能になる情報などを記載してください。									
24										

集計用のシートで、引ききれない値引額が生じる者がいる場合、「要確認」が表示されますが、そのまま提出頂いて問題ありません。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
1	値引を行った家庭・企業等の一覧表（支援金支給申請書兼請求書（様式第2号）添付書類）／一覧															
2																
3		【2】使用月数に応じて個別に値引							黄色のセルに入力		販売所名					
4																
5				(1) 対象月数			(2) 使用量の判定			(3) 値引実施						
7	通し 番号	顧客コード等	市町村名	検針 開始月	検針 終了月	値引対象 月数①	使用量 計測月	使用量 (m <sup>3</sup> )	値引すべき 月額(円)②	値引すべき額 (円)①×②	値引 実施月	料金額(税抜) (値引前)	請求額(税抜) (値引後)	値引した額 (円)	正誤チェック	備考
8	(例1)	例) 08401810	盛岡市	4	6	3	5月	13.5	500	1,500	9月	13,650	12,150	1,500	○	
9	(例2)	例) 33669900	宮古市	7	9	3	9月	1.0	300	900	9月	2,000	200	1,800	要確認	
10	(例3)	例) 18100150	奥州市	7	9	3	9月	16.5	1,000	3,000	9月	13,650	10,650	3,000	○	
11	1			4	5	2	5月	0.2	300	600	9月	2,200	1,600	600	○	
12	2			4	6	3	5月	0.3	300	900	9月	2,300	1,400	900	○	
13	3			4	7	4	5月	0.4	300	1,200	9月	2,400	1,200	1,200	○	
14	4			4	8	5	5月	0.5	300	1,500	9月	2,500	1,000	1,500	○	
15	5			9	9	1	9月	0.6	300	300	9月	2,600	2,300	300	○	
16	6			8	9	2	9月	0.7	300	600	9月	2,700	2,100	600	○	
17	7			7	9	3	8月	0.8	300	900	9月	2,800	1,900	900	○	
18	8			6	9	4	7月	0.9	300	1,200	9月	2,900	1,700	1,200	○	
19	9			5	9	5	6月	1.0	300	1,500	9月	3,000	1,500	1,500	○	
20	10					1			0	0				0	○	
21	11			4	5	2	5月	5.2	500	1,000	9月	7,200	6,200	1,000	○	
22	12			4	6	3	5月	5.3	500	1,500	9月	7,300	5,800	1,500	○	
23	13			4	7	4	5月	5.4	500	2,000	9月	7,400	5,400	2,000	○	
24	14			4	8	5	5月	5.5	500	2,500	9月	7,500	5,000	2,500	○	
25	15			9	9	1	9月	5.6	500	500	9月	3,600	3,100	500	○	
26	16			8	9	2	9月	5.7	500	1,000	9月	3,700	2,700	1,000	○	
27	17			7	9	3	8月	5.8	500	1,500	9月	3,800	2,300	1,500	○	
28	18			6	9	4	7月	5.9	500	2,000	9月	3,900	1,900	2,000	○	
29	19			5	9	5	6月	6.0	500	2,500	9月	4,000	1,500	2,500	○	
30	20					1			0	0				0	○	
31	21			4	5	2	5月	15.2	1,000	2,000	9月	17,200	15,200	2,000	○	
32	22			4	6	3	5月	15.3	1,000	3,000	9月	17,300	14,300	3,000	○	
33	23			4	7	4	5月	15.4	1,000	4,000	9月	17,400	13,400	4,000	○	
34	24			4	8	5	5月	15.5	1,000	5,000	9月	4,500	0	4,500	要確認	
35	25			9	9	1	9月	15.6	1,000	1,000	9月	17,600	16,600	1,000	○	
36	26			8	9	2	9月	15.7	1,000	2,000	9月	17,700	15,700	2,000	○	
37	27			7	9	3	8月	15.8	1,000	3,000	9月	17,800	14,800	3,000	○	
38	28			6	9	4	7月	15.9	1,000	4,000	9月	17,900	13,900	4,000	○	
39	29			5	9	5	6月	16.0	1,000	5,000	9月	18,000	13,000	5,000	○	
40	30					1			0	0				0	○	
41	31			4	5	2	5月	5.0	500	1,000	9月	7,000	6,000	1,000	○	
42	32			4	5	2	5月	5.0	500	1,000	9月	7,000	6,000	1,000	○	
43	33			5	9	5	5月	15.0	1,000	5,000	9月	17,000	12,000	5,000	○	
44	34			5	9	5	5月	15.0	1,000	5,000	9月	17,000	12,000	5,000	○	

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1	値引を行った家庭・企業等の一覧表（支援金支給申請書兼請求書（様式第2号）添付書類）／総括表								
2									
3	【2】使用月数に応じて個別に値引					販売所名			
4									
5									
6	1 値引実施状況の報告								
7		値引単価	値引単価 (月数分)	該当件数	値引すべき額 (円)			値引した額 (合計)	チェック
8	5㎡未満	300	-	9	8,700			8,700	○
9	1か月	300	300	1	300		300円	300	
10	2か月	300	600	2	1,200		600円	1,200	
11	3か月	300	900	2	1,800		900円	1,800	
12	4か月	300	1,200	2	2,400	チェック	1,200円	2,400	
13	5か月	300	1,500	2	3,000	○	1,500円	3,000	
14	5㎡～15㎡未満	500	-	11	16,500			16,500	○
15	1か月	500	500	1	500		500円	500	
16	2か月	500	1,000	4	4,000		1,000円	4,000	
17	3か月	500	1,500	2	3,000		1,500円	3,000	
18	4か月	500	2,000	2	4,000	チェック	2,000円	4,000	
19	5か月	500	2,500	2	5,000	○	2,500円	5,000	
20	15㎡以上	1,000	-	11	39,000			38,500	要確認
21	1か月	1,000	1,000	1	1,000		1,000円	1,000	
22	2か月	1,000	2,000	2	4,000		2,000円	4,000	
23	3か月	1,000	3,000	2	6,000		3,000円	6,000	
24	4か月	1,000	4,000	2	8,000	チェック	4,000円	8,000	
25	5か月	1,000	5,000	4	20,000	○	5,000円	19,500	
26	(合計)			31	64,200			63,700	要確認
27									
28									
29				使用量 (㎡)	値引すべき額 (円)	料金額(税抜) (値引前)	請求額(税抜) (値引後)	値引した額 (円)	
30				236	64,200	265,200	201,500	63,700	
31									
32									
33									
34	<一覧の留意事項>								